

平成 31 年 1 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社光製作所
代 表 者 名 代表取締役社長 安岡 定二
(JASDAQ コード番号 8191)
問 合 せ 先 取締役総務部長 大久保 直樹
(電話番号 03 (3800) 0111(代表))

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 11 月 30 日付当社プレスリリース「株式併合、単元株式数の定め
の廃止及び定款の一部変更、並びに臨時株主総会招集のための基準日設定に関する
お知らせ」（以下、「平成 30 年 11 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。）にてお
知らせいたしましたとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る議案について、本
日開催の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議しましたと
ころ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいた
します。

この結果、当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証
券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める
JASDAQスタンダード市場（以下、「JASDAQ市場」といいます。）における上場廃止
基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 31 年 2 月 12
日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を JASDAQ市場
において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいた
します。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

平成 30 年 11 月 30 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、
当社の普通株式について、以下の内容の株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）
を実施するものであります。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、49,842株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

3,739,925株

④ 効力発生前における発行済株式総数

3,740,000株

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

75株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

229株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社光商、株式会社久光、株式会社久伸及び株式会社松栄（以下、当該4社を総称して、「親会社等」といいます。）以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を親会社等に売却すること、又は会社法第235条第2項が準用する会社法第234条第2項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成31年2月14日の最終の当社

の株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数（以下、「基準株式数」といいます。）に 6,750 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 75 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 7 条（単元株式数）乃至第 8 条（単元未満株主の権利制限）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

また、本株式併合の結果、当社の発行可能株式総数は 229 株となること、かかる点をより明確にするために、当該事項に関する現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成 31 年 2 月 15 日に効力が発生いたします。

3. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	平成 31 年 1 月 23 日(水)
② 整理銘柄指定日	平成 31 年 1 月 23 日(水)(予定)
③ 売買最終日	平成 31 年 2 月 8 日(金)(予定)
④ 上場廃止日	平成 31 年 2 月 12 日(火)(予定)
⑤ 本株式併合の効力発生日	平成 31 年 2 月 15 日(金)(予定)

以 上